

## Public Medical Hub システム利用規約（医療機関等向け）

### 第1章 総則

（本規約の目的）

第1条 本規約は、医療機関等又は健診、予防接種を実施する機関が、医療費助成、予防接種、母子保健等に係る情報の閲覧及び接種結果・健診結果等の情報の登録を、デジタル庁において維持・運営する Public Medical Hub システム（以下「本システム」といいます。）を用いて行うに当たっての本システムの利用条件を定めるものです。

（用語の定義）

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 一 医療機関等 「健康保険法（大正11年法律第70号）」等の規定により、地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定を受けた病院、診療所及び薬局
- 二 システム利用者 医療機関等又は健診、予防接種を実施する機関のうち本システムを利用する施設
- 三 患者 システム利用者から医療行為等を受けようとする者
- 四 オンライン資格確認 健康保険法第3条第13項等に規定する電子資格確認の方法（マイナンバーカードによる資格確認の方法）、健康保険法施行規則第53条第1項に規定する方法（健康保険証による資格確認の方法）、又は同規則第54条第1項に規定する方法（処方箋による資格確認の方法）で、本システムを通じ被保険者等又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）をシステム利用者が確認すること
- 五 オンライン資格確認等システム 社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会により共同で組織される医療保険情報提供等実施機関において維持・運営される、オンライン資格確認システム、薬剤情報閲覧機能、特定健診情報閲覧機能及びレセプト振替機能に関わるシステムの総称
- 六 顔認証付きカードリーダー 公的個人認証サービスに対応し、マイナンバーカードに格納されている写真のデータを用いて顔認証を行う、支払基金が認定したカードリーダー
- 七 資格確認端末 オンライン請求ネットワークに接続し、本システムを利用するためのアプリケーションをインストールした端末
- 八 オンライン請求ネットワーク オンライン資格確認等システム、診療報酬明細書・調剤報酬明細書（レセプト）等の請求データをオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステムに接続するための回線・機器
- 九 マイナポータル 様々な行政手続の電子申請や情報取得等のサービスを提供するシステム。<https://myrna.go.jp> 及びそのサブドメインのウェブサイト並びにマイナポ

タルアプリで提供されるものを指し、以下総称して「マイナポータル」という。

(本規約の適用)

第3条 本規約は、デジタル庁及び全てのシステム利用者に適用されるものとします。

- 2 本規約の実施のために制定される細則その他付随して作成された本システム利用上の条件は、本規約の一部を構成するものとしてデジタル庁及び全てのシステム利用者に適用されるものとします。

(通知・情報提供)

第4条 本システムに関する通知その他本規約に定めるデジタル庁からシステム利用者に対する情報提供・通知等は、デジタル庁の定める方法によって行うものとします。

- 2 前項に定める方法によって行われる情報提供・通知等は、デジタル庁からの発信をもってその効力が生ずるものとします。

(本規約の変更)

第5条 デジタル庁は、本規約の変更が、システム利用者の一般の利益に適合し、又は、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更することができるものとします。

- 2 デジタル庁は、本規約の変更を行おうとするときは、変更の内容に照らして合理的に妥当と認められる告知期間をもって本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し公表するものとします。

(知的財産権)

第6条 デジタル庁がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物(本規約及び本システムに係る一切の文書を含む。以下同じ。)に関する特許権、商標権、著作権等の知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項の定めに従います。)は、デジタル庁又はデジタル庁が利用を認める第三者に帰属し、利用者に移転又は帰属しません。

- 2 システム利用者は、本システムの利用に際し、本システムに係る一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。
  - 一 本規約に従って本システムを利用するためにのみ使用すること。
  - 二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと。
  - 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡し、又は担保の設定をしないこと。
  - 四 表示されている著作権表示若しくは商標表示を削除し、又は変更しないこと。

(準拠法及び裁判管轄)

第7条 本規約に関する事項については、日本国法が適用されるものとします。

- 2 本システムの利用又は本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第8条 本規約の解釈についてデジタル庁とシステム利用者との間に異議、疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項が生じた場合には、両者が誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

## 第2章 本システムの利用開始及び内容

(本システムの利用開始)

第9条 本システムの利用を希望する者は、デジタル庁が定める方法により本規約の内容に同意の上、本システムの利用を開始するものとします。

- 2 次の各号に掲げる場合、デジタル庁は本システムの利用を拒否することができるものとします。
  - 一 システム利用者の代表者若しくは役員等において、反社会的勢力(暴力団、暴力団員等をいう。)に該当する、又はそのおそれがある場合
  - 二 前号に掲げるほか、デジタル庁が不相当と判断する相当の理由がある場合
- 3 デジタル庁は、患者が容易に本システムを利用することが可能な医療機関等を確認できるよう、本システムの利用を開始した医療機関等の名称を公表することができます。

(医療費助成、予防接種、母子保健に係る情報の提供)

第10条 患者の同意がある場合、デジタル庁は、本システムが保持する医療費助成に係る情報を、オンライン資格確認等システムを用いたオンライン資格確認のサービスを介してシステム利用者に対して提供します。

- 2 予防接種法で定める定期の予防接種等の実施を希望する接種対象者又はその保護者の同意がある場合、デジタル庁は、本システムが保持する患者の過去の予防接種記録をシステム利用者に対して提供します。
- 3 母子保健に係る健診の実施を希望する健診対象者又はその保護者の同意がある場合、デジタル庁は、本システムが保持する健診対象者の過去の健診結果をシステム利用者に対して提供します。

(医療費助成、予防接種、母子保健に係る情報の閲覧に係る同意取得)

第11条 システム利用者が、本システムが保持する医療費助成に係る情報の提供を求め

る場合、システム利用者が、患者から同意を取得するものとします。

- 2 システム利用者が予防接種に係る情報の提供を求める場合、システム利用者が、接種対象者又はその保護者から同意を取得するものとします。
- 3 システム利用者が母子保健に係る情報の提供を求める場合、システム利用者が、健診対象者又はその保護者から同意を取得するものとします。

(証跡ログの作成等及び統計調査・解析結果等の公表)

第12条 デジタル庁は、統計調査・解析等のため、本システムの利用に関する証跡ログを作成等できるものとし、システム利用者は、これに同意するものとします。

- 2 デジタル庁は、前項に掲げる統計調査・解析等を行った場合、当該統計調査・解析の結果について、公表することがあります。

(本システムの変更)

第13条 デジタル庁は、本システムの機能追加及び改善等を目的として、その裁量により本システムの一部の追加・変更を行うことがあります。なお、当該追加・変更によって、追加・変更前の本システム全ての機能・性能が維持されない場合があります。

(本システムの廃止)

第14条 デジタル庁は、本システムの全部又は重要な機能を廃止しようとするときは、90日前までに公表し、又はシステム利用者に通知することにより、当該システムの全部又は重要な機能を廃止することができるものとします。

### 第3章 システム利用者の義務等

(本システム利用のための設備設定)

- 第15条 システム利用者は、本システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るすべてのものを含みます。以下本条において同じとします。）を自己の負担において準備するものとします。また、機器の準備に必要な手続は、システム利用者が自己の責任で行うものとします。
- 2 本システムを利用するために必要な通信費用、その他本システムの利用に係る一切の費用は、システム利用者の負担とします。
  - 3 システム利用者は、オンライン資格確認等システムが推奨するOS、提供するソフトウェア等をインストールし、資格確認端末を利用するものとします。

(システム利用者の責任)

第16条 システム利用者は、本システムの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自

己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

- 2 システム利用者は、本システムの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由でデジタル庁に損害を与えた場合、当該損害の賠償を行うものとします。

(バックアップ)

- 第17条 システム利用者は、患者の医療費助成に係る情報、接種対象者の予防接種に係る情報、健診対象者の母子保健に係る情報等、本システムにおいて提供、伝送するデータ等について、必要なデータを自己の責任の下で保全するものとします。

(禁止事項)

- 第18条 システム利用者は、本システムを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 患者の医療費助成に係る情報、接種対象者の予防接種に係る情報、健診対象者の母子保健に係る情報の確認及び医療行為等への活用以外の用途で本システムを使用する行為
  - 二 患者、接種対象者、健診対象者の情報の更新以外の目的で、本システム上で管理されているデータを変更する行為又はそのおそれがある行為
  - 三 本システム上で管理されているデータを改ざんする行為又はそのおそれがある行為
  - 四 前号に掲げる行為以外に、他のシステム利用者の本システムの利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
  - 五 法令又は本規約に違反する行為並びにそのおそれがある行為
  - 六 公序良俗に反する行為
  - 七 本システムに対する不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
  - 八 本システムの管理及び運営を妨害する行為又はそのおそれがある行為
  - 九 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する行為
  - 十 本システムを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- 2 デジタル庁は、本システムの利用に関して、システム利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該システム利用者に対して本システムの全部又は一部の提供を一時停止し、又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、デジタル庁は、システム利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

(利用規約に違反した場合の措置)

- 第19条 前条第1項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきた

すおそれがある行為をしたシステム利用者は、デジタル庁に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。また、当該行為の詳細が判明したとき、システム利用者は、遅滞なく、デジタル庁にこれを報告するものとします。

- 2 前条第1項に違反する行為があった場合、デジタル庁は、当該行為を行ったシステム利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、デジタル庁は、当該行為の概要及び当該システム利用者の名称を公表することができます。
- 3 システム利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、デジタル庁は、次の各号に定める措置を講ずることができます。
  - 一 当該システム利用者に対する本システムの提供を一時的に停止すること
  - 二 当該システム利用者に対する本システムの提供を停止すること
- 4 デジタル庁は、本システムの適切な運営及び本システムの適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、システム利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

(システム利用者からの解約)

- 第20条 システム利用者は、デジタル庁が定める方法で、システム利用者としての地位を解除することができるものとします。
- 2 デジタル庁は、システム利用者がシステム利用者としての地位が喪失した後も、喪失するまでの間にシステム利用者から提供を受けた情報等を利用できるものとします。

#### 第4章 デジタル庁の義務等

(善管注意義務)

- 第21条 デジタル庁は、本規約に明示的に定めのない限り、善良なる管理者の注意をもって、本システムを提供する義務を負うものとします。

(利用時間・日程)

- 第22条 デジタル庁は、本システムを24時間365日稼働させるよう努めますが、稼働を保証するものではありません。

(本システムの停止等)

- 第23条 デジタル庁は、本システムを提供するための設備の定期的な保守を行う場合その他必要な場合には、利用者にあらかじめ通知した上で、本システムの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者にあらかじめ通知することなく、本シス

テムの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。

- 一 本システムを提供するための設備に緊急的な保守を行う必要がある場合
- 二 火災、停電又は地震、水害その他の天災地変、又は戦争、暴動若しくは労働争議等により、本システムの全部又は一部の提供が不能又は困難となった場合
- 三 本システムの提供に必要な電気通信サービスを提供する電気通信事業者が、当該サービスの提供を中断し、又は中止した場合
- 四 前各号に掲げるもののほか、技術上又は運営上の理由により、デジタル庁が必要であると判断した場合

#### (再委託)

第24条 デジタル庁は、本システムの提供に関する業務の全部又は一部をシステム利用者の承諾なしに、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、デジタル庁は責任をもって当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

- 2 システム利用者は、本システムの利用に関する業務の全部又は一部を、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、システム利用者は責任をもって当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

#### (個人情報の管理)

第25条 デジタル庁は、本システムにおいて管理される個人情報を、本システム提供の目的以外で利用しないものとし、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下「個人情報保護法」といいます。）に基づいて、紛失・破壊・改ざん・漏えい等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとします。

- 2 デジタル庁は、本システムの提供のために必要がなくなった個人情報に関して、一切の複製を残すことなく、デジタル庁の責任の下で速やかに破棄するものとします。

#### (システム利用者が登録したデータの管理)

第26条 デジタル庁は、システム利用者が登録したデータ（接種対象者の予防接種記録、健診対象者の健診結果等）に関し、善良な管理者による注意をもって管理するものとします。

- 2 デジタル庁は、裁判所その他法的な権限のある官公庁の命令等により本システムに関する情報の開示又は提出を求められた場合、当該命令等に従い情報の開示又は提出をすることができるものとし、システム利用者は、当該開示及び提出に対して異議を述べないものとします。

## 第5章 責任分界等

### (情報伝達の責任分界)

第27条 本システムの利用における情報伝達に関するデジタル庁の責任範囲は、照会要求等を本システムにて受領してから、当該照会に従って本システムが取得した情報を送信し、当該情報が端末機器に到達するまでとします。

- 2 本システムの利用における情報伝達に関するシステム利用者の責任範囲は、システム利用者の有する端末機器から照会要求等を本システムに向けて送信し本システムが受領するまで、及び本システムから送信された情報を端末機器において受領・取得して以降とします。

### (通信経路の責任分界)

第28条 本システムの利用における通信経路に関するデジタル庁の責任範囲は、システム利用者の準備した電気通信回線とデジタル庁の準備した電気通信回線との接続地点から本システムまでの範囲とし、当該責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理については、デジタル庁が責任を負うものとします。

- 2 本システムの利用における通信経路に関するシステム利用者の責任範囲は、システム利用者の準備した電気通信回線とデジタル庁の準備した電気通信回線との接続地点からシステム利用者の端末機器までの範囲とし、当該責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理については、システム利用者が責任を負うものとします。

### (運用・保守の責任分界)

第29条 デジタル庁は、本システムの運用・保守に関して、責任を負うものとします。

- 2 システム利用者は、システム利用者が維持・運営する本システムと接続するシステムの運用・保守に関して、責任を負うものとします。

### (免責)

第30条 デジタル庁は、自己の責めに帰すべき事由により、本システムに関してシステム利用者に損害が生じた場合であっても、当該事由についてデジタル庁に重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任を負いません。

- 2 前項の責任を負う場合であっても、デジタル庁の賠償責任の範囲は、現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとします。システム利用者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊により生じた損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、デジタル庁は賠償責任を負いません。また、システム利用者が、本システムの利用によって得られた情報を不正に第三者提供した場合その他本システムを不適切利用したことによって第三者に損害が生じたとしても、デジタル庁は賠償責

任を負わないものとします。

附則 抄

- 1 本規約は、令和6年3月21日から施行します。

## 別紙 1

### 医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのマイナンバーカードを活用した デジタル化の推進における先行実施事業に向けた オンライン資格確認等システム利用規約の留意事項

本紙は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）・公益社団法人国民健康保険中央会により共同で組織される医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）において管理・運営する、オンライン資格確認等システムを用いた、オンライン資格確認等及び薬剤情報・診療情報・特定健診情報の閲覧のサービス（以下「本サービス」という。）に係る利用条件について、医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進における先行実施事業に向けて策定した文書です。

#### （前提）

今回の先行実施事業は、既に採択されている医療機関等に対し行うことを鑑み、オンライン資格確認等システムのサービスを介して医療費助成に係る情報の閲覧・提供に係る留意事項を以下に定めます。

#### （留意事項）

1. オンライン資格確認及び薬剤情報・特定健診情報等の閲覧のサービスに係る利用条件は、「オンライン資格確認等システム利用規約」に準拠するものとします。
2. サービス利用者が医療費助成に係る情報の閲覧・提供を求める場合、「オンライン資格確認等システム利用規約」にて定められている資格情報に、医療費助成の各種受給者証が含まれます。

#### 附則 抄

- 1 本規約は、令和 6 年 3 月 21 日から施行します。